

令和元年村上市議会第3回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和元年9月3日（火曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 17号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 18号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 5 報第 19号 村上市一般会計継続費精算の報告について
- 第 6 報第 20号 平成30年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について
- 第 7 報第 21号 専決処分の報告について
報第 22号 専決処分の報告について
- 第 8 議第 97号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 99号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第100号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第102号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議第103号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例制定について
議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について
議第108号 市有財産の譲与について
議第109号 市有財産の処分について
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第11 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の
一部を改正する条例制定について

- 議第 1 1 4 号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議第 1 1 5 号 市道路線の認定について
- 議第 1 1 6 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 1 1 7 号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
- 議第 1 1 8 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 3 議第 1 1 9 号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 4 議第 1 2 0 号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 1 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 2 2 号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議第 1 2 3 号 平成 3 0 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 議第 1 2 4 号 平成 3 0 年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 5 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 6 号 平成 3 0 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 7 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 8 号 平成 3 0 年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 9 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 0 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 1 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 2 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 3 号 平成 3 0 年度村上市上水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 7 号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
- 報第 1 8 号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報第 1 9 号 村上市一般会計継続費精算の報告について
- 日程第 6 報第 2 0 号 平成 3 0 年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報第 2 1 号 専決処分 of 報告について
- 報第 2 2 号 専決処分 of 報告について

- 日程第 8 議第 97号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第 98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第 99号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第100号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 議第102号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議第103号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
 議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について
 議第108号 市有財産の譲与について
 議第109号 市有財産の処分について
 議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第114号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第115号 市道路線の認定について
 議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
 議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について
 議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第14 議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第126号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
 議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定について

○出席議員（26名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	鈴木一之君
9番	鈴木いせ子君	10番	高田晃君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
13番	嵩岡輝夫君	14番	竹内喜代嗣君
15番	平山耕君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高橋邦芳君
副	市長	忠聡君
教	育長	遠藤友春君
総	務課長	竹内和広君

企画財政課長	東海林	豊君
自治振興課長	山田和	浩君
税務課長	建部昌	文君
市民課長	八藤後	茂樹君
環境課長	中村	豊昭子君
保健医療課長	信田	和子君
介護高齢課長	小田	正浩君
福祉課長	木村	静子君
こども課長	鈴木	美宝君
農林水産課長	大滝	敏文君
地域経済 振興課長	川崎	光一君
観光課長	大滝	寿君
建設課長	伊与部	善久君
都市計画課長	山田	知行君
下水道課長	志村	悟君
水道局長	山田	広良君
会計管理者	大滝	慈光君
農業委員会 事務局長	小川	良和君
代表監査委員	瀬賀	良君
選管・監査 事務局長	佐藤	直人君
消防本部次長	小島	邦広君
学校教育課長	菅原	明君
生涯学習課長	板垣	敏幸君
荒川支所長	小川	剛君
神林支所長	石田	秀一君
朝日支所長	岩沢	深雪君
山北支所長	斎藤	一浩君

○事務局職員出席者

事務局長	小林	政一
事務局次長	内山	治夫

副 参 事 鈴 木 涉

午前 9時57分 開会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和元年第3回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和元年村上市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、報告6件、人事案件6件、専決処分の承認1件、条例の改正6件、契約の締結1件、市有財産の譲与1件、市有財産の処分1件、指定管理者の指定4件、市道の認定1件、協定の締結1件、補正予算4件、決算認定11件の合わせて43件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、4番、鈴木好彦君、18番、小田信人君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについて報告を願います。議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） おはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

令和元年第3回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る8月27日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開会いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日9月3日から9月30日までの28日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各常任委員会に付託いたします。また、一般会計補正予算及び一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

5日、6日及び9日、10日の4日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

11日、12日、総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、13日、17日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、18日、19日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会をそれぞれ開催し、付託議案の休会中の審査及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会で付託議案の休会中の審査をお願いいたします。

したがって、各分科会での審査を総括するため、25日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

9月30日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。理事者提案の議案の取り扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第17号、報第18号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

報第19号、報第20号についてはそれぞれ単独上程とし、質疑の後、報告を終わります。

報第21号、報第22号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第97号から議第102号までの6議案については一括上程とし、一括質疑の後、討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第103号については単独上程とし、質疑、討論の後、ボタン式投票による即決といたします。

議第104号から議第118号までの条例の一部改正並びに契約案件、市有財産の譲渡、処分及び指定管理者の指定などの15議案については、それぞれ各常任委員会に付託することとし、議第104号から議第112号の9議案については一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第113号及び議第114号の2議案については一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第115号から議第118号の4議案については一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

次に、議第120号から議第122号までの令和元年度村上市各特別会計補正予算の3議案については

一括上程、一括質疑の後、議第120号は市民厚生常任委員会へ、議第121号及び議第122号の2議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については単独上程とし、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

最後に、議第124号から議第133号までの平成30年度村上市各会計歳入歳出決算の認定については一括上程、一括質疑の後、議第124号及び議第125号の2議案は総務文教常任委員会へ、議第127号から議第129号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第126号及び議第130号から議第133号までの5議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は8月29日正午で締め切ったところ、13名の通告がありましたので、9月5日は5名、6日は2名、9日は4名、10日は2名が4日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は9月26日、その他の意見書の提出は9月10日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から9月30日までの28日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月30日までの28日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、山形県沖を震源とする地震に対する対応についてであります。義援金につきましては、配分委員会でご決定をいただきました配分計画により、8月23日から26日にかけて申請の集中受け付けを実施したところであります。この間該当世帯の約7割の方が申請されており、残りの約3割の方へも全国の皆様から賜りました善意につきまして、一日も早くお届けできるよう取り組んでま

います。

国の社会資本総合整備事業のうち防災安全社会資本整備交付金を活用してこのたび制度創設をいたしました被災住宅リフォーム補助事業の進捗状況についてであります。申請受け付け件数は8月末現在、300件の計画に対しまして40件という状況であります。義援金の集中受け付け時に実施をいたしましたアンケート調査の内容を精査し、今後の利用拡大を図ってまいります。

風評被害対策といたしまして、国のご支援をいただきました山形・新潟応援キャンペーン、さらには新潟県のご支援によります、また来てね！瀬波温泉サマーキャンペーンを実施いたしております。瀬波温泉における6月及び7月の入り込み客数は、前年度比で減少しておりますが、ご支援をいただきました事業の成果もあり、お盆期間中の瀬波温泉の宿泊状況につきましてはほぼ満室であったとお聞きをし、安堵いたしているところであります。本市は、これから鮭のシーズンを迎えるわけではありますが、例年以上に多くのお客様にお越しをいただけるよう、国・県からいただいております支援策を十分に活用し、風評被害の払拭を図ってまいります。引き続き議員各位を初め、関係者の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、市職員の不適切な事務の処理についてであります。このたびの不適切な事務の処理により、関係者の皆様に対しまして多大なるご迷惑をおかけし、議員各位を初め、市民の皆様の信頼を損なうこととなりましたことに深くおわびを申し上げます。生活保護業務におきまして、担当する職員が関係者から支払い請求や書類提出依頼があったにもかかわらず、適切な期間内での支払いや書類提出を怠ったことにつきまして処分を行ったものであります。不適切処理の内容は、生活保護被保護者の家屋修繕費用、雪おろし費用、医療費など支払い3件と関係機関への書類提出1件を怠っていたものであります。いずれの事例につきましても支払い、または提出について完了いたしているところであります。当該職員につきましては、8月23日付で懲戒処分を行いました。処分の内容は減給10分の1、1カ月としており、上司につきましては管理監督責任から嚴重注意をいたしたところであります。このたびの不祥事を受け、改めて職員へ綱紀粛正の徹底を指示したところであり、再発防止に万全を期すとともに、全職員が一丸となって市民の皆様からの信頼回復に取り組んでまいります。

次に、災害の発生状況であります。令和元年第2回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災2件、車両、その他3件、計5件であります。

次に、7月28日に発生をいたしました豪雨による被害状況につきましては、林道及び農業施設を中心に被害が発生をいたしております。内容につきましては、配付報告書のとおりであります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年6月から7月までの間に1,679件、総額で3,526万5,056円の申し込みを受けることができました。企業版ふるさと納税寄附金につきましては2件、金額で50万円の寄附をいただいたものであります。

最後に、山形県沖を震源とする地震につきまして本市に多く寄せられましたご支援のうち、議会報告につきましてご了承を得ることができました見舞金、救援物資、義援金につきましては配付資料のとおりであります。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君）　今ほどの市長の報告の中で私もちょっと気になっていたのですが、新聞記事にもなりましたが、職員の事務処理の不適切な事務処理についてと、こういうことなのですが、私も内容を調べ、新聞のあれを見て内容を少し調べてみたのですが、市長がよく言う、これ単に不適切な事務処理でありますけれども、事務の取り組み方、対応の仕方というのものもあるのかなというのはいやはい各部署によって特に忙しいところ、またそういう時間の余裕がなくて精神的に追われているような仕事をしている部署もあるわけですが、市長がよくチームでという言葉出しますが、その意味とはまた多少違うような気もしますが、チームで取り組むという考え方の中でいったとき、仕事の担当制度というのでしょうか、例えばこの人の仕事はあなたですよというやり方にする、いろんな意味でかけ持ちしている方というのはやっぱり間に合わなくなってくるのかなと。複数制の仕事の取り組み方、今までも何度かそのような話をしたことは、出てきたことがあると思うのですけれども、仕事の取り組み方、取り扱い方について少し研究する必要があるのかなと。単に不適切な事務処理で職員の不手際ということもありますけれども、最大限そういう不適切な事務が発生しないようにするための事務方の取り組み体制というの少し考えたらどうなのかなというふうに思っていたのですが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君）　市長。

○市長（高橋邦芳君）　確かに議員ご指摘のとおり、そういった側面もあろうかというふうには思っておりますが、いずれにしても我々が担っている事務、これについては全てオープンになっているわけでありますから、職員はどういった部署にいても当然異動もあるわけでありますので、そのところでやはりそれを習得していくということになります。その際にそういった物事をしっかりと完遂できるということ、これが求められるわけでありますけれども、今回そういう過程の中で幾つかのそういう遅延、または報告を怠る、また処理を怠るということがありました。ここの原因って何なのだろうということは、常に検証させていただいております。そうした上において、それぞれ一人一人の持つ能力をしっかりと発揮していただくこと、それとその事務がしっかりと進行しているかどうかということを確認すること、こういったものを日ごろ各課または係、室レベルでしっかりとやっているとっておりますので、そのところがきちんと確保される、担保されるという、そういう組織であるべきですし、なければならないというふうに思っておりますので、そういったことを常に監督する側、総務課を中心とするわけでありますけれども、そういうところか

ら常にそういうものについては意識を持って対応するよという指導もしているわけでありませので、そんなところをしっかりと進めていながらこういった事案が発生しない、このリスクを最大限軽減していく、ゼロにしていくということにこれからも取り組むことが必要なのだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 市長の言われるとおりで結構なのですけれども、とにかくその仕事の取り組み方、取り扱い方の中でやはりお互いがチェックし合えるような、また確認できるような体制、それはそこには課長がいるかもしれないけれども、その前段のところでの通常の仕事の中、業務の中での確認となると、報告されないことには課長もわからないわけですし、上司もわからないことでしょうから、ふだんの仕事の中で確認する相手、お互いチェックし合う相手がいるということもやっぱり大事なのかなというふうに思っておりますので、そういう複数体制の中で専門がいたとしてもやはり1つの仕事を1人の人間が最後まで見るのではなくて1つの仕事を複数の人間で見ながらやっていくような、そんなような仕事で取り組んでいったら、今みたいな失敗というのでしょうか、事故もだんだんより少なくなるのかなというような思いもありますので、よくよくご検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） 2番、河村幸雄君。

○2番（河村幸雄君） ふるさと納税寄附金が新制度、6月1日に再スタートしたわけでございます。総務省の指導のもと、改善策が示されたわけでありませけれども、新制度後村上市の新たな対応、今後の思いをお聞かせしていただきたいと思ひますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでもふるさと応援寄附金、この制度そのものは非常に有効なものだというふうに思ひます。それぞれ善意によりご寄附をいただいた皆様方に村上市が提案をする事業メニュー、これをチョイスしていただきませ、そこにストレートに入っていく。まさに市の自主財源になるわけでありませるので、非常にありがたいなというふうに思ひます。そうした意味において、この制度をしっかりと維持をさせていく、活用していくためにはやはり国がつくりませた制度、これにのっかっていくことが非常に大切だということ常々申し上げておひませ、国からの指示があったタイミングで現在、今新制度になっていませけれども、その制度前の国の指導についても準拠してきませというふうに思ひます。そうした意味において、村上市の返礼品、多くの返礼品で喜んでいただひておひませ。こういった意味で双方向のこういうアクセスができるという制度でありませるので、これからもしっかりと進めていきたいというふうに思ひます。国からの新制度における制度上、どういった形で返礼品部分、さらには手数料部分、送付部分、いろいろな形のコストがかかるわけでありませるので、そのトータルのバランスについても一部指導があるわけでありませるので、そこもしっかりと準拠しながらやっていくというふうなことで取り組み

を進めていくところであります。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○2番（河村幸雄君） ふるさと応援寄附金も大きな市の自主財源であります。本当にありがたい寄附金でございますが、自慢できる村上の返礼品であるかと思えます。今後本当にアイデア一つ、知恵比べなところもあるかと思えますので、村上市にとってもチャンスであると思えます。その辺を考えてみんなで進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 先ほど佐藤議員からも質問ありまして、いろいろと丁寧にお答えいただいたところでありますけれども、再発防止についての答えの中でいろいろと説明はいただいたわけですが、具体的にこういう形をとったというご説明がなかったものですから、再発に危惧を持つものですが、事務方の皆さんとしてはどんな具体的な再発防止を考えておられるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） このたびにつきまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。生活保護業務ということで先ほど佐藤議員の中の複数制という中の非常にレアケースがいっぱいございまして、ご苦労されている情報は持っております。実は人事異動も発令しまして、強化のほうを図っているところでございます。現課というか担当課のほうには事務文書の見直し、分担制の見直しと徹底した管理をしてくれと、生活保護業務のほうにはそういう指示をいたしております。全体的な中はそれぞれの職場で、先ほど市長答弁にございましたように、組織としての機能を完遂するようにチェック体制はやっているはずでございますので、今まで以上に強化してくれという文書を、訓令を出させていただいたというところであります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） このような事案は、少し前にも1件発生したかと思えますが、このところ続けて出ております。今後絶対起こさないというような姿勢で臨んでいただくよう要望いたします。以上です。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） それでは、1点だけ質問させていただきます。

ただいまの報告の中で被災住宅リフォームの事業についての今の状況について報告ありましたが、目標300件という格好での予算を組んでいるわけなのに、今現在報告では40件余りという報告がなされました。この差というのは、何原因あるのかということ。そして、今後どのように対応していくのかということをちょっとお聞かせ願えればと思えますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 対象とされる方々にアンケート調査をさせていただきました。その内容につ

きましては、はばかれる部分がありますので、全部を申し上げるわけにはいきませんが、それぞれの事情があるなというふうに把握をしています。その中でそれが進まない状況にある。経費的なもの、またその対応、要するにそれを対応していただける側の事由、さまざまそういうのありますので、個別に一つ一つその解決策というのですか、そういうものを提案していこうというふうに話をさせていただいております。ですから、今まで申請を待つ体制であるわけでありましてけれども、これは少しプッシュ型でやっていこうというようなことに今取り組みを進めています。あとは、それと担い手側、要するに修復の担い手側につきましても少しアプローチをしていかなければならないなというふうに考えておりますので、これについては個別に全ての、ほぼほぼアンケートをいただいた事案については全部把握をした上で対応していきたいというふうに今進めているところで

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） ぜひとも個々のそれぞれの家庭の事情とか本当に細かいところまでいろんな問題があると思います。市民の皆さんが来るのを待っていないで行政から一歩踏み込んだ対応をしていくという格好でひとつお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報第17号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第18号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第17号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について、並びに報第18号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第17号及び報第18号につきまして、ご報告を申し上げます。

これら2件は、村上市が出資をいたしております2つの法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものであります。

最初に、報第17号は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当該公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これらを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに想像性豊

かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしており、平成18年度から指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営に加えて、平成29年度からは新たに縄文の里・朝日の管理運営も行っております。令和元年度の事業計画についてであります。同公社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行い、事業費は総額2億2,847万8,080円であります。また、平成30年度の事業実績では計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業など、それぞれ事業目的に沿って実施し、その収支は配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、報第18号は、公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当該公社の前身であります財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に設立され、以後農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取り組みにより地域産業の振興を図ることを目的に運営をいたしております。特に中山間地の条件が不利な地域の農作業受託は、国土保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。令和元年度の事業計画についてであります。天候の影響を受けやすい米の生産を圃場条件に適した品種の作付と作業効率の向上を図り、適正な生育管理のもと、反別当たりの増収を目指すとともに、全体目標として事業計画にあります数値達成に向け取り組むことといたしております。

次に、平成30年度事業実績では事業収入が計画に対し、114.2%、約832万円の増加となりました。増加の要因は、市道、農道等の保全及び豪雨に伴う海岸ごみ運搬等による収益増が主なものであります。一方、支出面につきましては事業費及び管理費全般において経費の節減に努めました。その収支は、配付の事業実績報告書のとおりであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 報第18号の山北のやつなのですけれども、事業報告の1ページのその中の補助金についてちょっとお伺いしますけれども、そこに直接支払交付金と中山間地直接支払い、その下の農の雇用事業補助金とありますけれども、これ全国農業会議所の関係なのですけれども、計画がこれだけ116万円もやっておりますけれども、実施費が大きく下がっておりますので、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 今農の雇用事業補助金、実績37万4,790円でございますが、こちら年3回交付されるのですけれども、3回目が4月に交付決定され、令和元年度に入ったということで計画よりも減額となったものでございます。加えまして、指導員と一緒に指導していないと補助金

対象とならないということで減額となったものもございまして、減額となりました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一点、その下の受け取り金、補助金等振りかえ、この減価償却による振りかえなのですが、その中の備考に平成29年度のドローン分も入っておるのですが、昨年度の平成29年度の事業報告終わってからのこのドローンの分なのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） いいえ、昨年度分もこのドローン分は入っております。こちらにつきましては、ドローンとコンバインの分というふうなことで減価償却7年、耐用年数7年で売るというふうなことでこちら計上されております。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一点、報第17号の事業報告の2ページのおしゃぎり会館の関係なのですが、下のほうのおしゃぎり会館事業が昨年度このおしゃぎり会館について全体的に収入、支出とも増になっているのですけれども、その中でこのおしゃぎり会館事業が収入は少ないのだけれども、支出のほうが大幅に昨年度よりも倍近くにふえているのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） こちらは、公益目的事業ということで宣伝費等々、事業費に係る部分ということでやっておりますので、その収益を得るとか、そういう部分での事業に係る経費ということではございません。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 報第19号 村上市一般会計継続費精算の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第19号 村上市一般会計継続費精算の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第19号につきまして、ご報告を申し上げます。

本案は、村上市一般会計継続費精算の報告についてであります。平成29年度及び平成30年度の2カ年継続事業で実施をいたしました荒川地区防災行政無線再整備事業、山北地区防災行政無線不感地帯解消事業、荒川地区公民館建設事業及び（仮称）村上市スケートパーク建設事業の4事業につきまして、それぞれ事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算の上、これを報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 報第20号 平成30年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第20号 平成30年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第20号につきまして、ご報告を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 報第21号 専決処分の報告について

報第22号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第21号及び報第22号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第21号及び報第22号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これらは、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため専決処分をいたしたものであります。

最初に、報第21号は、平成30年8月6日、国道7号勝木地内における公務中の市非常勤職員による交通死亡事故に関するものであり、相手方の電動機付自転車を破損させたものであります。本件事故は、市非常勤職員の安全運転義務違反により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、原動機付自転車の損害額として4万1,500円を賠償するものであります。

次に、報第22号は、令和元年6月17日、市道稲荷線上片町地内におきまして市職員が公用車で走行していたところ、民有地から飛び出してきた相手方車両に追突され、双方の車両が損傷したものであります。本件事故は、相手方の安全確認が不十分であったため発生したものであります。市側にも安全注意義務があることから、その過失割合を市側20%、相手方80%とし、相手方車両の修繕費の責任額として2万6,173円を賠償するものであります。

以上、ご説明させていただきました2件につきましては、いずれも示談が成立いたしましたので、このたび報告をするものであります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

日程第8 議第 97号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 98号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 99号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第100号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第101号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第102号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第97号から議第102号までの6議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第97号から議第102号までの6議案についま

して、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に法務大臣から委嘱をされております人権擁護委員のうち4人の方が令和元年12月31日をもって、2人の方が令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、議第97号におきましては佐藤八重子氏を、議第98号におきましては松井良明氏を、議第99号におきましては和田壽久氏を、議第100号におきましては加藤正志氏をいずれも適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第101号におきましては今期をもって退任される野田光子氏の後任として相馬由紀子氏を、議第102号におきましては加藤登代氏の後任として菅原千鶴子氏をいずれも適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ちょっとこの場でなくても本当はいいのだろうけれども、いい機会なので、聞かせていただきたいのですが、私これはみんな大賛成なのであります。ぜひ継続してほしい方々だと思うのですが、ただ気になるのはほかの統計調査や何かにおいてもそうなのですか、そこを象徴しているのかどうかちょっとその辺を確認したいのですが、なかなか今こういう仕事をお願いできる方というのはだんだん、だんだん少なくなっているように思われます。そういう中で、しかも関係するような大事な仕事を兼務されている方も今回おられるわけで、やっぱりそれを切り離すほどの人がいなくてなかなかやはり重複して兼務していただくしかないのかどうか、その辺ちょっと教えていただければなど。できるだけ本当は兼任でなくて、この職はこの方、この職はこの方というふうにはやはり頼んでいけることが一番最善なのだろうと思うのです。ところが、こうやって2つ、3つ兼務しなければいけないということになると、その方の負担も大変だし、やはりさっきもありましたけれども、あれもこれもということになるとやっぱり何かそういう中で仕事のミスのなもの、トラブルがあっても困るなど。だから、本来であればこの方にはこの職、この方にはこの職というようなお願いの仕方が大事なわけけれども、それがなかなかままならないでこういう形で推薦されてくるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員ご指摘のとおり、非常に今回人権擁護委員という職でありますけれども、国からご委嘱をいただく職多くあるわけでありまして、私自身もその関係者の皆さんの会議に出席をさせていただいたときにやはりどんどん、どんどん皆さんはスキル上がっていきますので、本当に大切な人材として育てていかれるわけでありまして、その継続を考えたときにやはりきちんとした形で引き継いでいくという仕組みが必要なだろうと思うのですが、なかなかそこ

が課題として常に話をされます。今議員ご指摘のとおり、そういう課題を抱えているというのがこういうふうな状況だというふうに思っておりますので、今後そういうふうな形で地域がしっかりとそれぞれの立場で共生できるいろんな世代、また各層の皆さんが共生できるということを目指していく上において、今のご指摘は非常に重要なことだろうというふうに思っておりますので、そこにつきましてはふだんの取り組みをこれからも進めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） 人も少なくなっている中でお願いできる方というのは本当に限られてくるという、こういう現実を否めないのだろうと思うのですが、よりお手伝いいただく方に対しても、また保護を受ける地域にとっても最善の方法を選択していけたらという思いで今ちょっと聞かせていただいたので、そんなこともひとつよろしくご検討願いたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第97号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第97号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第98号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第98号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第99号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第99号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第100号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第101号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第102号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議第103号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第103号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第103号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額に1億2,930万円を追加し、予算の規模を332億7,440万円にいたしました。

補正の主な内容といたしましては、6月18日に発生をいたしました山形県沖を震源とする地震などに伴う被災箇所の復旧工事経費等の追加であります。

歳入におきましては、第14款国庫支出金で社会資本整備総合交付金などで6,522万5,000円を、第

15款県支出金では緊急観光誘客対策事業補助金などで2,597万7,000円を、第17款寄附金ではふるさと納税寄附金505万6,000円をそれぞれ追加をいたしました。さらに、第19款繰越金では前年度繰越金1,318万2,000円を、第20款諸収入では災害見舞金186万円を、第21款市債では保健体育施設災害復旧事業債などで1,800万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で一般管理経費などで130万9,000円を、第9款消防費では防災対策一般経費1,006万円を、第10款教育費では学校給食経費などで282万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。さらに、第11款災害復旧費では保健体育施設災害復旧費などで9,899万2,000円を、第14款予備費では1,560万7,000円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、地方債の補正は、災害復旧事業債を新たに追加するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第103号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第103号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

-
- 日程第10 議第104号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議第105号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第106号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第107号 西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について
議第108号 市有財産の譲与について
議第109号 市有財産の処分について
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第111号 公の施設に係る指定管理者の指定について
議第112号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第104号から議第112号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第104号から議第112号までの9議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第104号は、村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、消防法令に重大な違反のある特定防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表し、利用者等の防火安全に対する認識を高めることにより火災被害に遭わないようにすることを目的として改正するものであります。具体的には消防法令で設置義務があるにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない対象物に対して建物名称、所在地及び違反の内容を本市ホームページで公表するものであります。

次に、議第105号は、村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和元年5月24日に公布されたことに伴い、危険物貯蔵所の設置許可に係る手数料を政令の規定にのっとり改正するものであります。

次に、議第106号は、村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布されたことに伴い、成年被後見人等は消防団員となることができなとする規定を削除し、その他所要の改正を行うものであります。

次に、議第107号は、西神納小学校調理場厨房機器購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。入札に当たりましては、令和元年8月8日に指名競争入札を執行し、同日株式会社サクマと契約金額3,102万円で仮契約を締結したものであります。契約の内容といたしましては、令和2年4月から神納小学校、神納東小学校及び西神納小学校の3校が統合することに伴い、使用を予定する西神納小学校調理場での給食調理数量がふえることとなります。このことから同校の調理場の規模を拡充するとともに現在使用中の厨房機器につきましては、設置後25年以上経過していることから、あわせて機器の更新をしようというものであります。

次に、議第108号は、市有財産の譲与について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。譲与する市有財産は、佐々木地内に存する私有地であり、平成元年に荒川松山区が集落用地として取得したものであります。当時区は法人格を有していなかったことから、合併前の荒川町で寄附を受け、登記をしていたものであります。当該地は、これまでも区で維持管理を行っておりますが、本年5月に荒川松山区が地縁団体となり、当該地を区の

管理地として登記するための譲与申請が出されたことから、当該地を荒川松山区へ譲与するものがあります。

次に、議第109号は、市有財産の処分について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。処分する物件につきましては、村上市府屋地内の土地2万1,353.42平方メートルを一般国道7号朝日温海道路事業の用地に供するため、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所に対して4,219万286円で譲渡しようとするものであります。

次に、議第110号から議第112号までの3議案につきましては、いずれも令和2年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。議第110号は、温出地域農村研修センターを温出集落に、議第111号は府屋駅前ふれあいセンターを府屋駅前通町内会に、議第112号は小俣集落センターを小俣集落に、いずれも2年間の指定管理期間として公募によらず指定しようとするものであります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定にかかわる資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第104号から議第112号までの9議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議第113号 村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第114号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第113号及び議第114号の2議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第113号及び議第114号の2議案につきまし

て、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第113号は、村上市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、子ども・子育て支援法の一部改正により従来の子どものための教育・保育給付の認定と今回新設される子育てのための施設等利用給付の認定と区別するために用語が改められたことに伴い、子ども・子育て支援法と同様の表現を用いている箇所について所要の改正を行うものであります。

次に、議第114号は、村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、住民基本台帳法施行令の改正により令和元年11月5日から申請をした方に限り、住民票や個人番号カードに旧氏、いわゆる旧姓を現在の氏と併記する取り扱いが開始されることに伴い、印鑑登録証明書等に旧氏を併記し、登録できる印鑑に旧氏の印鑑を加える等の旧氏の使用に係る所要の改正を行うとともに、性的少数者に配慮し、印鑑登録証明書等から性別の記載を削除する改正をあわせて行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第113号及び議第114号の2議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第115号 市道路線の認定について

議第116号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第117号 村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について

議第118号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第115号から議第118号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第115号から議第118号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第115号は、市道路線の認定についてであります。本案は、道路用地として寄附を受けた山居町1丁目地内の1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第116号は、村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の有効期間が新たに設けられ、5年ごとの更新制度が導入されます。この制度導入に伴い、指定給水装置工事事業者の更新事務に係る手数料並びに指定給水装置工事事業者の新規指定事務に係る手数料を定めようというものであります。また、条例中の指定工事事業者を水道法に規定する指定給水装置工事事業者に改めようというものであります。

次に、議第117号は、村上市公共下水道村上浄化センター改築更新工事委託に関する協定の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。村上市財務規則第133条第3項第2号の規定に基づき、令和元年7月24日に日本下水道事業団と随意契約により契約金額3億2,100万円で仮協定を締結したものであります。本工事は、平成10年に供用を開始し、老朽化が進む村上浄化センター村上系管理機械棟を改築更新するもので、令和元年度及び令和2年度の2カ年で耐震化を含む建築工事、建築機械設備工事、建築電気工事を実施するものであります。また、既存の施設を稼働させながら各種工事を行うため、監督管理や工程調整など非常に高度な専門的知識と技術、経験のもと多岐にわたる業務を調整しながら遂行する必要があることから、同様の業務実績も十分ある日本下水道事業団に対して工事の発注及び管理業務、それらに伴う事務を委託するものであります。

最後に、議第118号は、令和2年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、公募によらず指定しようとするものであり、町家広場を引き続き10年間の指定管理期間とするものであります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定にかかわる資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、高田晃君。

○10番（高田 晃君） 議第118号の公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、指定について異論を申すことではないのですけれども、この指定期間10年というふうになっています。ガイドラインの中でも10年は適応されているのですけれども、前の110号、111号、112号、これとの関連でここは2年ですけれども、何でここだけ10年なのか、ちょっとその辺だけ理由がわかりましたら教えてください。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 今回議員おっしゃいます町家広場につきましては、ガイドラインに従いまして継続的にやるということで、前の3議案の2年というのが実はガイドラインにない短い期間でございます。短い期間につきましては、3施設ともこれまで町内のほうに施設を移譲するという

形で協議を進めてまいりました。先ほどの3集落の部分がまだ協議が整わなかったものですから、この2年の間に移譲したいということで短期間の間の指定管理期間と設定させていただいたものです。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○10番（高田 晃君） そうすると、この3つのほうはまだ移譲を検討中だということでガイドラインにない2年というふうな短期間にしたということですか。はい、わかりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第115号から議第118号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第119号 令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第119号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額に1億6,660万円を追加し、予算の規模を334億4,100万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款市税で10月1日から新たに導入される軽自動車税環境性能割200万円を追加し、第8款自動車取得税交付金では車体課税に係る税制改正に伴う環境性能割交付金への振りかえにより1,000万円を減額し、第14款国庫支出金では子育てのための施設等利用給付費負担金などで1,092万6,000円を、第15款県支出金では介護基盤整備事業費補助金などで3,208万8,000円を、第16款財産収入では土地売払収入などで4,218万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。さらに、第18款繰入金では保健衛生総務債への振りかえによる新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金の減額などで10億7,805万7,000円を減額し、第19款繰越金では前年度繰越金2億6,246万1,000円を、第20款諸収入では保育園副食費などで1,225万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。第21款市債では、保健衛生総務債などで8億8,230万円を、第22款環境性能割交付金では自動車取得税交付金との調整により1,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で市長・市議会議員補欠選挙経費などで1,110万3,000円を減額し、第3款民生費では介護基盤整備事業経費などで4,045万8,000円を、第4款衛生費では簡易水道事業特別会計繰出金などで1,715万円を、第6款農林水産業費では農地・水保全管理支払経費などで1,982万4,000円を、第7款商工費ではみどりの里経費などで532万1,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。さらに、第8款土木費では道路維持管理経費などで3,512万4,000円を、第9款消防費では常備消防職員人件費などで1,044万7,000円を、第10款教育費では教育振興経費などで2,673万6,000円を、第11款災害復旧費では公共土木施設災害復旧費などで2,254万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、地方債の補正は、保健衛生債ほか2件の限度額の変更をするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）及び平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和元年度村上市一般会計補正予算（第7号）及び平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第119号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第14 議第120号 令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第121号 令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第122号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第120号から議第122号までの3議案は、令和元年度各特別会計補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第120号から議第122号までの3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議第120号から議第122号までは、令和元年度村上市特別会計補正予算についてであります。

最初に、議第120号は、令和元年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に3億5,400万円を追加し、予算の規模を79億9,970万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第8款繰入金で事務費等繰入金1万5,000円を減額し、第9款繰越金では前年度繰越金3億5,401万5,000円追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第4款基金積立金で介護保険給付費等準備基金積立金1億3,166万1,000円を、第6款諸支出金では国庫支出金等返還金などで2億2,235万8,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第121号は、令和元年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,450万円を追加し、予算の規模を46億1,170万円にしようとする

るものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第5款繰越金で前年度繰越金1,050万円を、第6款諸収入で移設補償金400万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款下水道費の公共下水道事業施設維持管理経費900万円、公共下水道改築更新経費550万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

最後に、議第122号は、令和元年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,330万円を追加し、予算の規模を4億8,360万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金1,040万4,000円を、第4款繰越金で前年度繰越金289万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費の施設維持経費1,330万円を追加しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第120号から議第122号までの3議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第123号 平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第123号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成30年度の村上市一般会計につきましては、令和元年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調整され、市長宛てに提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和元年8月22日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この意見書を付し、議会のご認定をお願いするものであります。

歳入総額372億2,075万8,543円、歳出総額362億109万8,369円で、差し引き10億1,966万174円を翌

年度へ繰り越しました。なお、繰越明許費繰越額 1 億907万3,430円、事故繰越繰越額928万1,960円を差し引いた実質収支額は9億130万4,784円であります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

4番、鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） なかなか監査委員にご意見をお伺いする機会がないので、この機会をちょっと利用させてもらっているいろいろお聞きしたいのですが、まずその前に私今年の12月の一般質問で単年度収支、それから実質単年度収支の数字を取り上げまして、単年度収支については直近2カ年、実質単年度収支については直近3カ年赤字が続いていますよと。これで当市の財政の危機を私としては訴えたつもりでありました。ところが、今期、この平成30年度のそれぞれの数字、今申し上げましたとおり、単年度収支については2億2,400万円ほどの黒字。それから、財務当局からいただいた数字ですが、実質単年度収支については13億7,500万円の黒字ということになっております。私、昨年一般質問で訴えた根拠がこれとなくなっているわけなのですけれども、この現状について監査委員は、財政危機はもう脱したのだというようなご印象でしょうか。いかがでしょう。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 単年度収支が黒字になったから、赤字続いていたのが達成したというご質問ですか。ちょっと質問の趣旨が。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） 実は単年度収支が2年連続で赤字でしたよと、それから実質単年度収支については過去3年間、直近ですけれども、3年続けて赤字になりましたよと。これが続いていくと財政がだんだん、だんだんきつくなるのではないかという立場から訴えたつもりなのですけれども、これが逆転して私が訴える根拠なくなったわけですよ、黒字になりましたので。これが財政改善、健全財政に向けた方向への転換となるのかどうかというご印象をお伺いしたいです。それだけです。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 今後については、はっきり申し上げられませんが、この単年度、平成30年度に関しては黒字になったわけですから、これをきっかけにいい方向に向いていくように担当課等が努力されていくと思います。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○4番（鈴木好彦君） ありがとうございます。

もう一点、私指摘した件がありまして、計上収支比率、これが平成29年度、2.何ポイントでしたか、2.7ポイント悪化したといえますか、高くなったと。いわゆる93.1%が95.8%になったよと。2.7ポイントも急激に増加していると。さらには今期、次、報告書の4ページに臨財債を除いた数字ですけれども、今年の95.8%が96.9%、また1.1ポイント上昇していると。これは、当市にとってどのよ

うな状況なのかご説明といたしますか、委員の立場からで結構ですけれども、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 計上収支比率については、表のとおり前年度に比べ1.2ポイント高くなっているわけですから、財政が硬直化しているということです。ただ、県内の20市の平均でいくと92.5なのです、計上収支比率が。これ最新の数字が平成29年度の数字なのです、県内でのこの数字というのは。県内20市の平均が92.5で、村上市が91.2ですから、悪くはない数字だと思いますし、努力されている結果だと思います。

○4番（鈴木好彦君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第123号については、決算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第16 議第124号 平成30年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第125号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第126号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

議第127号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第128号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第129号 平成30年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第130号 平成30年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第131号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第132号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

議第133号 平成30年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第124号から議第133号までの10議案は、平成30年度各特別会計歳入歳出決算認定並びに上水道事業会計決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第124号から議第133号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第124号から議第133号までは、いずれも平成30年度村上市各特別会計歳入歳出決算認定についてであります。上水道事業会計を除く平成30年度の村上市各特別会計につきましては、令和元年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調整され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付しましたところ、令和元年8月22日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

最初に、議第124号の土地取得特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1万131円であります。

次に、議第125号の情報通信事業特別会計決算は、歳入総額6億810万2,623円、歳出総額5億9,822万6,663円で、差し引き987万5,960円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第126号の葡萄スキー場特別会計決算は、歳入総額5,498万5,650円、歳出総額5,401万7,676円で、差し引き96万7,974円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第127号の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額65億8,040万5,718円、歳出総額63億2,715万711円で、差し引き2億5,325万5,007円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第128号の後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額6億9,462万7,382円、歳出総額6億8,219万334円で、差し引き1,243万7,048円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第129号の介護保険特別会計決算は、歳入総額80億7,872万9,541円、歳出総額77億2,194万5,634円で、差し引き3億5,678万3,907円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第130号の下水道事業特別会計決算は、歳入総額44億374万8,834円、歳出総額43億5,893万346円で、差し引き4,481万8,488円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第131号の集落排水事業特別会計決算は、歳入総額12億4,709万5,806円、歳出総額12億3,373万1,406円で、差し引き1,336万4,400円を翌年度へ繰り越いたしました。

次に、議第132号の簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額4億513万2,875円、歳出総額3億9,723万6,629円で、差し引き789万6,246円を翌年度へ繰り越いたしました。

最後に、議第133号は、上水道事業会計決算についてであります。事業年度終了後、決算を調整してこれを監査委員の監査に付したところ、令和元年8月22日付で監査委員から決算監査意見書が提出されましたので、この意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。業務量は、給水量645万4,445立方メートルとなり、対前年度比9万4,923立方メートル、率にして1.5ポイントの増となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では総収入で11億927万984円、総費用10億2,963万6,764円となり、差し引き7,963万4,220円の当年度純利益を計上をいたしました。資本的収支では企業債、工事補償金などによる収入額4億9,829万1,798円に対し、建設改良費に6億7,926万821円、企業債償還金に3億1,347万1,346円、支出全体で9億9,273万2,167円となり、差し引き4億9,444万369円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,844万7,472円、当年度分損益勘定留保資金4億2,829万1,015円、減債積立金1,777万1,882円で補填をいたしております。(.....部分は35頁に発言訂正あり)

以上、10の会計につきましては、当初予算及び補正予算の審議の際にご説明を申しあげました事項を、事業の効率的な運営に努めながら議会のご議決の趣旨に沿い、忠実に執行いたしたところであり、その結果市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 議第133号の上水道事業について、監査委員の審査意見書についてちょっとお聞きしたいのですけれども、4ページ、5ページになります。資本的収支、支出に関してなのですが、この不用額の2億4,050万8,193円ですか、これ4ページの表を見ると改村第4号の仲間町の排水管工事が1,400万円を翌年度に繰り越したという見方だと思うのだけれども、この意見書見ると拡張事業の事業費確定の請負差額や建設改良事業での関連工事の進捗状況に合わせて次年度以降に繰り越したということは、延べ2億4,000万円の不用額が生じたということなのではないでしょうかけれども、監査委員にお聞きしたいのは請負差額とこの1,400万円以外に次年度に繰り越したという工事の金額がもし監査委員のほうで承知しておれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） ここに記載したのは、聞き取りで監査したときに聞いた数字等でございまして、詳しい数字については担当のほうに聞いていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○7番（尾形修平君） 常任委員会のほうでそういう質疑がなされると思いますけれども、私が言いたいのは執行率として79.6%ということで、これ多分私が想像するに請負差額が大きくウェートを占めているのではないかというふうに思います。請負差額というのは、工事が1,000万円の工事に対して落札率が低いということなのではないかと、それでこれだけの金額が出ているということは事

業者の方が頑張ってくれているからこそ、この金額になっているのかなというふうに私想像するのです。その辺、監査委員としてこの数字だけを見てどのように思われますか。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（瀬賀 良君） 意見書の冒頭に監査については、要は法令等、基準等に適合しているかということをチェックするわけで、その数字についてどうこうというのは私の意見というのは控えさせていただきます。

○7番（尾形修平君） 了承しました。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今ほど議第133号ご提案の際に資本的収支の不足する額につきまして、この補填をどういうふうな財源で補填するかというところでありますけれども、補填内容といたしまして減災積立金1,770万1,882円と申し上げるべきところ、私1,777万1,882円で補填をいたしておりますというふうに申し上げてしまいました。訂正をしておわびを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 了承願います。

○議長（三田敏秋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第124号から議第133号までの10議案については、決算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、5日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦勞さまでございました。

午前11時51分 散 会